

## 市税の減免に関する規則等における農作物の災害に係る損失額の算定方法を定める要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、市税の減免に関する規則(昭和 52 年規則第 14 号)第 6 条第 3 項及び国民健康保険税の減免に関する規則(昭和 60 年規則第 11 号)第 3 条第 1 項第 3 号に規定する農作物の減収による損失額の合計額の算定について、具体的な方法を定めるものとする。

### (損失額の合計額の算定)

第 2 条 前条に定める損失額の合計額は、次の第 1 号から第 3 号により算定するものとする。ただし、第 3 号により難しい場合は、第 4 号により算定することができるものとする。

(1) 損失額の合計額 平年における農作物の収入額から被災した年(以下「被災年」という。)中において収穫された農作物の収入額を控除した額

(2) 平年における農作物の収入額 被災年の 4 年前の年から前々年まで 3 年間に於ける作物の種類別の平均反収に当該作物の被災年作付実態面積及び北海道が定める被災年を含む年度の農作物被害調査に用いる当該農作物の単価(以下「被害単価」という。)を乗じた額

(3) 被災年中において収穫された農作物の収入額 被災年における作物の種類別の反収に被災年作付実態面積×被害単価を乗じた額

(4) 被災年中において収穫された農作物の収入額 被災年における作物毎の販売額(精算額)

2 前項に規定する方法により算定した場合において、農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)によって支払われるべき農作物共済金額がある場合は、この金額を控除するものとする。

3 損失額の合計額の算定において、前 2 項に規定する方法により

難しい場合は、前 2 項に規定する方法を参考に最も合理的と認められる方法により金額を算定するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。